結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム

徳島県の市町村（※）では結婚を機に生じる

① 新居の購入費
② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
③ 新居のリフォーム費用
④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

などの経費を対象に支援を行っています！

※　同事業を実施している市町村（以下のとおり）に限られます。

実施市町村

市町村名	担当課	電話番号
鳴門市	子育て支援課	088-684-1563
阿南市	観光交流課	0884-22-7404
美馬市	ふるさと振興課	0883-52-8009
上勝町	住民課	0885-46-0111
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971
那賀町	保健福祉子育て課	0884-62-1141
美波町	政策推進課	0884-77-3616
松茂町	チャレンジ課	088-699-8711
上板町	企画防災課	088-694-6824

補助要件

①	令和８年１月１日から令和９年３月３１日までに入籍した世帯
②	世帯所得合計500万円未満
③	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
④	その他、お住まいの市町村の定める要件
⑤	ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座を受講した世帯であること

実施市町村によっては対象期間、補助要件などが異なる場合があります。

詳細は各市町村窓口までお問い合わせください。

市町村の結婚支援施策はこちら　▲